

和歌山県監査公表第1号

令和5年9月7日付け監査報告第7号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年1月26日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 佐 藤 武 治
和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 和歌山県立こころの医療センター事業会計

監査実施年月日 令和5年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく定期点検業務の委託契約書において、相手方の押印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 契約時の押印確認及び支出事務における関係書類の審査の徹底を関係職員に指示するとともに、チェック体制が適正に機能するよう周知徹底した。</p>